

堺市公報 第137号	令和2年9月18日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

## 目 次

頁

## &lt;告示&gt;

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定 相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	7
○道路法に基づく国道及び府道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	8

## &lt;公告&gt;

○予防接種法に基づく令和2年度ロタウイルスワクチン予防接種の実施について 【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	11
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	12
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	17

○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	17
<上下水道局公告>	
○堺市上下水道局市有財産売却に係る一般競争入札の実施について 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	18
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	23
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	25

## 告 示

堺市告示第336号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区匠町1番3及び1番4並びに1番6、1番11、4番及び5番の各々の一部  
(次の図面参照)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

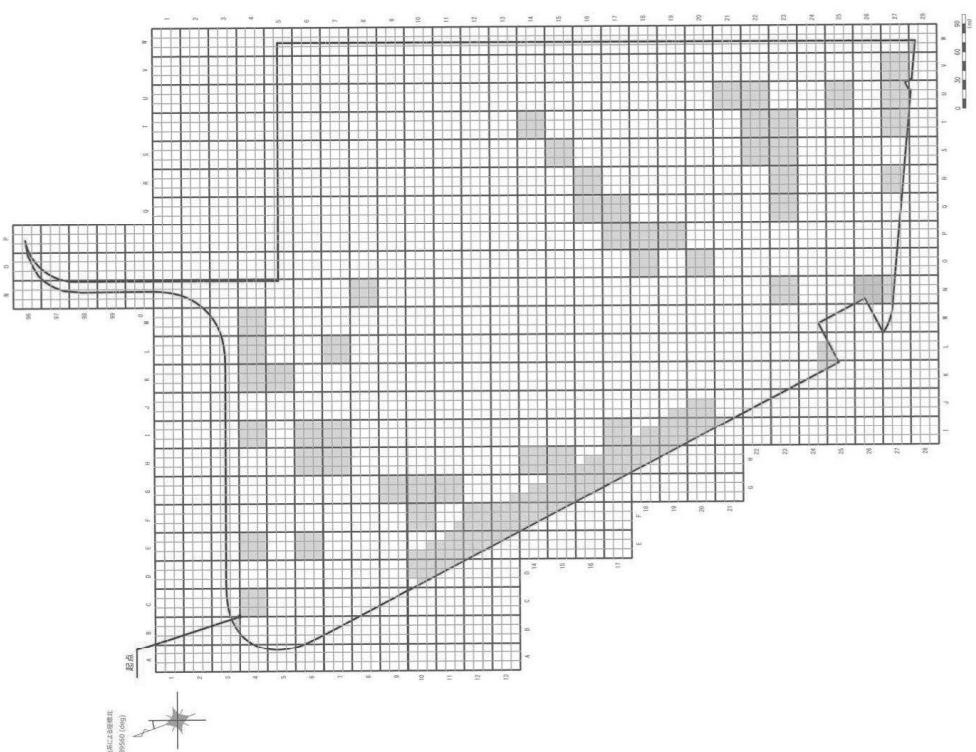
鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

### 形質変更時要届出区域



			C
	1	2	3
4	5	6	4
7	8	9	C-4-5

## 堺市告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 LITALICO	就労移行支援 (一般型)	LITALICOワークス 堺東	大阪府堺市堺区中瓦 町一丁4-24 堀東 EH第三ビル8F	令和2年9月 1日
株式会社 アイス マイル	短期入所	ショートステイ・ニコライズ	大阪府堺市堺区神明 町西一丁1番1号	令和2年9月 1日
株式会社 アイス マイル	生活介護	生活介護・ニ コライズ	大阪府堺市堺区神明 町西一丁1番1号	令和2年9月 1日
株式会社 ケア2 1	居宅介護	ケア21堺泉 ヶ丘	大阪府堺市南区高倉 台二丁24番33号	令和2年9月 1日
株式会社 ケア2 1	重度訪問介護	ケア21堺泉 ヶ丘	大阪府堺市南区高倉 台二丁24番33号	令和2年9月 1日
株式会社 ケア2 1	同行援護	ケア21堺泉 ヶ丘	大阪府堺市南区高倉 台二丁24番33号	令和2年9月 1日
株式会社 ニチイ 学館	居宅介護	ニチイケアセ ンター浜寺	大阪府堺市西区浜寺 諏訪森町中二丁186 -13	令和2年9月 1日
株式会社 ニチイ 学館	重度訪問介護	ニチイケアセ ンター浜寺	大阪府堺市西区浜寺 諏訪森町中二丁186 -13	令和2年9月 1日
株式会社 ニチイ 学館	同行援護	ニチイケアセ ンター浜寺	大阪府堺市西区浜寺 諏訪森町中二丁186 -13	令和2年9月 1日

株式会社 輝映	就労継続支援 (B型)	就労継続支援 B型R i c c o	大阪府堺市堺区甲斐町東二丁1-11	令和2年9月1日
株式会社 藤ワイ ングス	居宅介護	サポートステー ションワイ ングス	大阪府堺市東区白鷺町一丁23番2号	令和2年9月1日
株式会社 藤ワイ ングス	重度訪問介護	サポートステー ションワイ ングス	大阪府堺市東区白鷺町一丁23番2号	令和2年9月1日
合同会社 T r i O	居宅介護	a c t o r 訪 問介護ステー ション	大阪府堺市西区鳳中町七丁5-12 1階	令和2年9月1日
合同会社 T r i O	重度訪問介護	a c t o r 訪 問介護ステー ション	大阪府堺市西区鳳中町七丁5-12 1階	令和2年9月1日
合同会社 アルク	居宅介護	アルクケアス テーション	大阪府堺市西区北条町一丁15番16号 大啓ビル1-D	令和2年9月1日
合同会社 アルク	重度訪問介護	アルクケアス テーション	大阪府堺市西区北条町一丁15番16号 大啓ビル1-D	令和2年9月1日
合同会社 アルク	同行援護	アルクケアス テーション	大阪府堺市西区北条町一丁15番16号 大啓ビル1-D	令和2年9月1日

## 堺市告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 E i n s w a h l	計画相談支援	サブカルビジ ネスセンター 大阪	大阪府堺市中区辻之 1081-2	令和2年9月 1日
株式会社 ウリコ 一ポレーション	計画相談支援	らぶラボ	大阪府堺市北区中長 尾町四丁3-18	令和2年9月 1日
合同会社 想悠サ ポート	計画相談支援	ペニタス相談 支援室	大阪府堺市西区草部 18番地24	令和2年9月 1日

~~~~~  
堺市告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名             | 事業内容   | 事業所名                    | 事業所所在地                               | 廃止年月日         |
|-----------------|--------|-------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 医療法人 淳康会        | 居宅介護   | 医療法人淳康会堺近森病院<br>訪問介護事業所 | 大阪府堺市堺区北清<br>水町二丁4番1号                | 令和2年8月<br>31日 |
| 医療法人 淳康会        | 重度訪問介護 | 医療法人淳康会堺近森病院<br>訪問介護事業所 | 大阪府堺市堺区北清<br>水町二丁4番1号                | 令和2年8月<br>31日 |
| 株式会社 C L A<br>N | 重度訪問介護 | 訪問介護C L<br>A N堺         | 大阪府堺市堺区海山<br>町四丁167-5 メ<br>ゾン海山町102号 | 令和2年8月<br>31日 |
| 株式会社 ニチイ<br>学館  | 同行援護   | ニチイケアセ<br>ンターおおと<br>り   | 大阪府堺市西区鳳中<br>町七丁240番地                | 令和2年8月<br>31日 |

|         |        |          |                   |           |
|---------|--------|----------|-------------------|-----------|
| 株式会社 和み | 居宅介護   | 和みケアサービス | 大阪府堺市堺区南庄町一丁2番21号 | 令和2年8月31日 |
| 株式会社 和み | 重度訪問介護 | 和みケアサービス | 大阪府堺市堺区南庄町一丁2番21号 | 令和2年8月31日 |

~~~~~  
堺市告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 国道及び府道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
国道309号	美原区阿弥129番4地先	旧	29.00 32.50	71.23	K0309
	美原区阿弥129番4地先	新	32.50 39.80	71.23	
堺富田林線	美原区阿弥129番2地先	旧	9.00 19.00	164.38	F0035
	美原区阿弥129番4地先	新	10.00 22.00	164.38	

公 告

堺市公告第525号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 予防接種の種類 ロタウイルスワクチン
- 2 予防接種の対象者の範囲  
堺市内に居住する生後6週から生後32週に至るまでの間にある者（ただし、令和2年8月1日以降に生まれた者に限る。）
- 3 実施期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 4 実施場所 保健所長が指定する場所
- 5 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）
  - (1) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.2℃以上の者をいう。）
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
  - (3) 過去にロタウイルスワクチンを接種した際に過敏症又はそれを疑う症状のあった者
  - (4) 先天性消化管障害を有する者（なお、手術等により治療が完了した場合は、接種を受けることができる可能性がある。）
  - (5) 腸重積症にかかったことのある者
  - (6) 重症複合型免疫不全を有する者
  - (7) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
  - (8) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

6 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患有する者
- (2) 過去の予防接種において接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) ロタウイルスワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者

~~~~~

堺市公告第526号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次とのおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び中区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーパ大野芝

堺市中区大野芝町23番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大阪いずみ市民生活協同組合

代表理事 勝山 暢夫

堺市堺区南花田口町二丁2番15号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和2年3月1日

5 届出年月日

令和2年9月8日

~~~~~

堺市公告第527号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第6号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年9月3日

堺市

## 1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	售賃(円)	借賃の方法
堺市南区竹城台4丁16番 3-406号	谷 心太郎	南区三木閉	6	田	400	藤原 信彦	使用貸借による権利	烟として利用	令和2年11月1日	令和7年10月31日	-	-	-
		南区三木閉	7-1	田	472								
		南区三木閉	8	田	581								
		南区三木閉	9	田	634								
堺市南区赤坂台6丁22番7号	北橋 まや子	南区大庭寺	369-1	烟	128	中野 隆	使用貸借による権利	烟として利用	令和2年12月1日	令和5年11月30日	-	-	-
		中区陶器北	34	烟	585								
		中区陶器北	47	烟	750								
堺市中区深井水池町2859番地 6	谷川 幸司	堺市南区土佐屋台1487番地1				桶川 廣一	使用貸借による権利	烟として利用	令和2年12月1日	令和5年11月30日	-	-	-
		春工											

## [使用貸借]

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区百舌鳥陵南町三丁206番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区檜尾3178番地

富士殖産株式会社

代表取締役 山本 享映

~~~~~

堺市公告第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区上之838番1、839番4及び839番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区上之827番地

ゆうき合同会社

代表社員 小林 光夫

~~~~~

堺市公告第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区和田360番2及び360番33

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市南区和田390番地1

土師 文和

~~~~~

堺市公告第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区深井畠山町229番1、229番2、230番1、230番3及び231番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第120号

堺市上下水道局市有財産売却に係る一般競争入札を実施するので、堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条において準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第8条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

## 1 契約事務担当課

〒591-8505

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

上下水道局サービス推進部事業サポート課

電話 072-250-9131

FAX 072-250-9146

## 2 競争入札に付する事項

## (1) 件名

市有財産（土地及び建物セット）売却

## (2) 売却物件

| 区分 | 所在（地番）         | 物件内容 |                                                      | 最低売却価格                                                    |
|----|----------------|------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 土地 | 堺市南区竹城台三丁21番1  | 地目   | 宅地                                                   | 179,399,146円<br>【内訳】<br>土地 159,165,504円<br>建物 20,233,642円 |
|    |                | 地積   | 1452.24m <sup>2</sup>                                |                                                           |
| 建物 | 堺市南区竹城台三丁21番地1 | 家屋番号 | 21番1                                                 | ※建物は消費税及び地方消費税相当額（1,839,422円）を含む。                         |
|    |                | 種類   | 事務所・車庫                                               |                                                           |
|    |                | 構造   | 鉄筋コンクリート造合<br>金メッキ鋼板ぶき・陸<br>屋根地下1階付平家建               |                                                           |
|    |                | 床面積  | 1階 379.11m <sup>2</sup><br>地下1階 336.00m <sup>2</sup> | 入札保証金                                                     |
|    |                | 築年月日 | 平成6年4月4日                                             | 8,970,000円                                                |

※売買代金（落札額）の土地価格と建物価格の内訳は、本市が決定する。

(3) 用途制限

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供することはできない。
- イ 自ら又は他人をして風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供することはできない。
- ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内建物の用に供する施設その他これらに類する施設の用途に供することはできない。
- エ 売却物件の一部又は全部を第三者に譲渡する場合にも、本項の用途の制限を遵守させること。ただし、やむを得ない事情により、事前に書面により申請し、本市の承認を得た場合はこの限りではない。

3 入札参加資格

入札参加者は、法人とする。ただし、入札参加申込締切日から、開札後、入札参加資格審査を行うまでの間、次に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (3) 本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税がある。

- (4) 本市水道料金及び下水道使用料の滞納がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者
- (6) 本市入札事務に関して資格停止となっている者

4 入札関係書類の配布

本入札に参加する者は、次のとおり入札関係書類を受け取ること。

- (1) 配布期間  
令和2年9月23日（水）から令和2年12月11日（金）まで
- (2) 配布方法  
堺市上下水道局ホームページからダウンロード  
アドレス <https://water.city.sakai.lg.jp/>

## 5 入札参加の申込み

本入札に参加を希望する者は、次のとおり「入札参加申込書」等の必要書類を提出すること。なお、「入札参加申込書」等の様式については前記4のとおり配布する。

### (1) 入札参加申込みにおける提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 堺市税納付状況確認同意書
- ウ 誓約書
- エ 役員に関する調書（法人用）
- オ 請求書兼口座振替依頼書（入札保証金還付用）
- カ 現在（履歴）事項全部証明書（書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限る。）
- キ 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限る。）
- ク 国税の納税証明書【その3の3】（書類提出時点で発行後1か月以内の原本に限る。）

### (2) 受付期間

令和2年12月8日（火）から令和2年12月11日（金）まで

### (3) 提出場所

前記1の契約事務担当課

### (4) 提出方法

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後0時45分までを除く。）に持参すること。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

入札受付期間中に、入札書を入れた封筒を、前記1の契約事務担当課に直接持参する方法

### (2) 入札受付期間及び受付時間

令和2年12月14日（月）から令和2年12月17日（木）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後0時45分までを除く。）

### (3) 入札保証金

ア 入札に参加するためには、本市が定めた前記2(2)の表に記載の入札保証金を納付すること。

イ 入札参加者は、上記アの入札保証金を入札書持参前に、本市が発行する入札保証金納入通知書により、金融機関において納付すること。

ウ 払い込まれた入札保証金は、落札しなかった者及び入札を辞退した者には落札決定の約1か月後に、請求書兼口座振替依頼書に記載された金融機関の口座に振り込む方法で還付する。

- エ 入札保証金には、利息を付さない。
- オ 落札者については、入札保証金を売買代金又は契約保証金の一部に充当する。
- カ 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第16条第1項）

#### (4) 入札の無効

- 次のア～シのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札書が所定の日時を過ぎて提出されたとき。
- イ 入札書が本市の定める方法以外の方法で提出されたとき。
- ウ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- エ 入札書に記名押印がないとき。
- オ 入札金額を訂正したとき。
- カ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- キ 入札書封筒の物件表記と入札書の物件が異なっていたとき。
- ク 入札金額が最低売却価格に達しないとき。
- ケ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- コ 入札の資格がない者が入札したとき。
- サ 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれがある非常に強いとき。
- シ その他入札に関する条件に違反したとき。

### 7 開札

#### (1) 日時

令和2年12月18日（金）午前10時

#### (2) 場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局本庁舎本館 4階 402号室

### 8 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、本市が定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札候補者と決定する。
- (2) 落札候補者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、開札場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に關係のない本市職員がくじを引く。
- (3) 落札候補者が開札に参加していないときは、開札当日に開札結果を電話で連絡する。他の入札者には、電話連絡を行わない。

- (4) 落札候補者の決定後、落札候補者の市税、水道料金及び下水道使用料の納付状況の確認並びに堺市暴力団排除条例に基づく大阪府警察本部への照会により、入札参加資格の審査を行う。その結果、入札参加資格を満たすと認められた場合は落札者に決定し、その結果を落札者に電話で連絡し、落札決定通知書を郵送する。
- (5) 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認められた場合は次順位者（2番目に高い価格で入札した者）の審査を行い、落札者が決定するまで同様の審査を繰り返すものとする。
- (6) 入札参加資格の審査の結果、落札者が決定したら、堺市上下水道局ホームページ（<https://water.city.sakai.lg.jp/>）において、入札者数、落札者名及び落札金額を公表する。

## 9 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上で本市の指定した金額とする。
- (2) 契約保証金は、売買契約と同時に売買代金全額を納付する場合は不要とする。
- (3) 契約保証金は、本市が発行する納入通知書により納付すること。なお、入札保証金充当依頼書を提出することにより、入札保証金を契約保証金に充当することができる。この場合においては入札保証金充当後の差額を納付すること。
- (4) 契約保証金は、売買代金に充当する。
- (5) 契約保証金には、利息を付さない。
- (6) 納付期限までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は本市に帰属し、返還しない。

## 10 契約の締結及び売買代金の支払い

- (1) 落札者は、令和3年1月29日（金）までに売買契約の締結とともに、売買代金を全額納付し、又は本市が指定した金額の契約保証金を納付すること。なお、落札者は、事前にいずれの方法で納付するか申し出ること。
- (2) 落札者が上記（1）の期限までに売買契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属し、返還しない。
- (3) 売買代金は、納入通知書により納付すること。契約保証金を納付した場合は、売買代金に充当する。この場合、契約保証金充当後の差額を令和3年2月5日（金）までに納付すること。
- (4) 入札参加資格の審査が大幅に遅れた場合は、契約締結期限、売買代金の納付期限等を延長することがある。

## 11 契約条件

落札者（以下「買受人」という。）に対しては、売買契約において次の条件を付す。

(1) 所有权の移転等

- ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に当該物件（土地及び建物）を引き渡すこととする。
- イ 物件は、現状有姿のまま引き渡すこととする。
- ウ 所有权の移転登記は、本市が行う。入札参加申込時に提出した登記事項証明書の記載内容に変更があれば、変更後の登記事項証明書を提出しなければならない。
- エ 買受人が金融機関から物件の購入資金の融資を受けるにあたり、金融機関が抵当権を設定する場合は、事前に支払予定日の連絡をすれば、本市が行う所有権移転登記と同時に抵当権設定（登記）を行うことができる。

(2) 契約費用及び公租公課

- ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。
- イ 所有权の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。税額を記入した国税納付書を事前に渡すので、金融機関で納付し、その領収書を持参すること。
- ウ 売買代金完納後の公租公課は、買受人の負担となる。

(3) 契約の解除

- ア 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないとき、又は買受人が暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、本市は、催告その他何らの手続を用いないで、契約を解除することができる。
- イ 契約が解除された場合は、買受人は、本市の指示する期間内に自己の費用で原状（本市が引き渡したときと同じ状態）に回復して本市に引き渡すこと。

(4) 違約金

買受人が前記2(3)の用途制限に違反したときは、違約金として売買代金の30パーセントに相当する額を本市に支払うこと。

~~~~~

堺市上下水道局公告第121号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指定番号	第1422号
指定年月日	令和2年9月1日
指定期間の末日	令和7年8月31日
事業者の名称	株式会社タカギ
事業者の住所	福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番1号
代表者の職氏名	代表取締役 高城 英一郎
事業所の名称	株式会社タカギ
事業所の所在地	福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番1号
指定番号	第1423号
指定年月日	令和2年9月1日
指定期間の末日	令和7年8月31日
事業者の名称	ミナミ設備株式会社
事業者の住所	貝塚市石才27番地1 (305)
代表者の職氏名	代表取締役 南 勝憲
事業所の名称	ミナミ設備株式会社
事業所の所在地	貝塚市石才27番地1 (305)
指定番号	第1424号
指定年月日	令和2年9月1日
指定期間の末日	令和7年8月31日
事業者の名称	株式会社八葉
事業者の住所	富田林市加太2丁目1番15号
代表者の職氏名	代表取締役 尾崎 和正
事業所の名称	株式会社八葉
事業所の所在地	富田林市加太2丁目1番15号
指定番号	第1425号
指定年月日	令和2年9月1日
指定期間の末日	令和7年8月31日
事業者の名称	株式会社管明
事業者の住所	寝屋川市打上高塚町2番24号
代表者の職氏名	代表取締役 森 信二郎
事業所の名称	株式会社管明
事業所の所在地	寝屋川市打上高塚町2番24号

指定番号 第1426号  
指定年月日 令和2年9月1日  
指定期間の末日 令和7年8月31日  
事業者の名称 株式会社エルマーノ  
事業者の住所 大阪市此花区西島3丁目26番20号  
代表者の職氏名 代表取締役 楠原 将功  
事業所の名称 株式会社エルマーノ  
事業所の所在地 大阪市此花区西島3丁目26番20号

指定番号 第1427号  
指定年月日 令和2年9月1日  
指定期間の末日 令和7年8月31日  
事業者の名称 有限会社エムケイ住設  
事業者の住所 堺市南区和田東988番地の1  
代表者の職氏名 代表取締役 工藤 幸雄  
事業所の名称 有限会社エムケイ住設  
事業所の所在地 堺市南区和田東988番地の1

~~~~~  
堺市上下水道局公告第122号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指定番号 第1704号  
指定年月日 令和2年9月1日  
指定期間の末日 令和6年11月30日  
事業者の名称 ミナミ設備株式会社  
事業者の住所 貝塚市石才27番地1 (305)  
代表者の職氏名 代表取締役 南 勝憲  
営業所の名称 ミナミ設備株式会社

営業所の所在地 貝塚市石才27番地1 (305)

指定番号 第1705号  
指定年月日 令和2年9月1日  
指定期間の末日 令和6年11月30日  
事業者の名称 株式会社管明  
事業者の住所 寝屋川市打上高塚町2番24号  
代表者の職氏名 代表取締役 森 信二郎  
営業所の名称 株式会社管明  
営業所の所在地 寝屋川市打上高塚町2番24号